

# 令和6年度第1回木更津市青少年問題協議会 会 議 次 第

日 時 令和6年7月11日（木）

午後2時00分～

場 所 木更津市立中央公民館  
第7会議室

## 1 開 会

## 2 委嘱状交付式

## 3 会長挨拶

## 4 青少年問題協議会の概要等について（資料1）

## 5 議 事

### (1) 役員選出

### (2) 令和6年度青少年に係る事業計画について（資料2）

#### ア 生涯学習課

#### イ まなび支援センター

#### ウ 健康こども部子育て支援課

#### エ 健康こども部こども保育課

### (3) 各団体・機関より

#### ア 各団体・機関の青少年に係る取組や課題について

#### イ 意見交換

### (4) その他

## 6 閉 会

## 令和6年度青少年事業計画

(教育部生涯学習課)

### 【令和6年度 重点目標・施策】

#### ＜基本方針1＞魅力ある学校づくりの推進

「自立する力」と「共生する姿勢」を身に付けた児童生徒を育成し、児童生徒本人、家庭や地域社会から信頼される魅力ある学校づくりを推進します。

**重点目標5** 保護者・地域と連携した学校づくりを推進します。

＜重点施策（5） 放課後等の子どもの居場所づくり＞

**施策** ①放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を検討します。

#### ＜基本方針3＞青少年の健やかな成長

青少年の健やかな成長を社会全体で支える仕組みを整備し、豊かな人間性と主体的な判断力を持つ青少年を育みます。

**重点目標1** 地域の中で青少年を支える環境づくりを推進します。

＜重点施策（1）青少年育成関係機関の活動の支援＞

**施策** ①青少年育成関係機関相互の連絡調整を行い、それぞれの機関の活動の充実に支援します。

＜重点施策（2）地域の教育力向上のための活動支援＞

**施策** ①放課後子ども教室の拡充支援（※1）、青少年育成地区住民会議の活動支援（※2）を行い、地域の教育力の向上を図ります。

＜重点施策（3）地域の青少年健全育成活動の支援＞

**施策** ①青少年相談員の活動の充実に努めるとともに、青少年育成活動の担い手の育成に努めます。

**重点目標2** 青少年が地域社会の中で主体的に活躍できる環境づくりと、社会的孤立を防ぐ取組を推進します。

《重点施策（1）青少年育成事業の実施》

**施策** ①オンラインで繋がる新しい交流の場や「二十歳を祝う会」（※3）など、各種体験事業を実施します。

《重点施策（2）少年自然の家キャンプ場の利用促進》

**施策** ①少年自然の家キャンプ場を自然体験活動の拠点として、青少年教育事業を展開するとともに、利用の促進を図ります。（※4）

《重点施策（3）青少年の活躍の場の創出》

**施策** ①青少年が社会貢献するための知識や技術を習得する支援に努めるとともに、地域社会における活躍の場を創出します。（※5）

**※1 放課後子供教室事業（県補助事業）**

**(1)放課後子ども教室推進事業とは**

心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、放課後や週末等に小学校の空き教室や校庭等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所を設ける事業です。地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援しています。

（事業推進の経緯）

- ・「放課後子どもプラン」（平成19年度～）に基づく総合的な放課後対策事業として始まる。
- ・平成27年度から「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月31日策定）が前プランを引き継ぎ、一体型の放課後子供教室と放課後児童クラブの実施や、学校施設を活用した実施（余裕教室の徹底活用、学校施設の一時的な利用等）を促進。
- ・平成31年度から「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）がスタートし、学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携することにより、情報共有を図るなど、安全・安心な放課後の居場所づくりが求められています。

**(2)実施体制**

放課後子ども教室は、市が「各小学校区放課後子ども教室運営委員会」に事業を委託し、地域の実情に合わせて実施されています。

各小学校区放課後子ども教室運営委員会は、放課後子ども教室の事業計画の策定や運営方法等を検討し、事業を効果的に推進しています。

## (3) 放課後子ども教室の設置状況と活動内容等

木更津市では、以下の小学校学区・地区がそれぞれ運営委員会を組織し、地域の実情に応じた運営・活動を行っています。

## ○ 木更津市の放課後子ども教室及び活動内容等（令和 6 年度計画）

| 教 室 名                                       | 実施学区・活動場所                            | 活動日・時間                                                          | 実施内容（予定）                                                                        |
|---------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 東清小放課後子ども教室<br>（東清小学校学区放課後子ども教室運営委員会）       | 東清小学校<br>（図書室・体育館・運動場）               | 不定期<br>14:30～16:30<br>（年 10 日予定）                                | 自由活動（ボール遊び、バドミントン、卓球、鬼ごっこ、ティーベースボールなど）                                          |
| 岩根小学校放課後子ども教室もくもく<br>（岩根小学校学区放課後子ども教室運営委員会） | 岩根小学校<br>（空き教室・運動場）                  | 毎週木曜日<br>14:10～15:10<br>（年 20 日予定）                              | 自由活動（イラスト、折り紙、竹馬、グランドゴルフ、卓球、将棋、囲碁、かるた、サッカー、ドッチボール、オセロ、チェス、けん玉、バランスボールなど）        |
| ひばりチャレンジ広場<br>（八幡台小学校学区放課後子ども教室運営委員会）       | 八幡台小学校<br>（空き教室・図書室・工作室・音楽室・体育館・運動場） | 毎週月曜日<br>15:00～16:00<br>長期休業期間3 日<br>9:00 ～ 11:00<br>（年 30 日予定） | 自由活動（竹馬、長縄跳び、バドミントン、）<br>各種体験教室（絵手紙、工作、実験）<br>通常体験（箸の使い方、紐の結び方、雑巾の絞り方）          |
| ハックルベリー<br>（波岡小学校学区放課後子ども教室運営委員会）           | 波岡小学校<br>（大久保公園）                     | 毎週木曜日<br>15:00～17:00<br>（年 40 日予定）                              | 自由活動（竹馬、独楽回し、ベーゴマ、お手玉、けん玉、ゴム段、パチンコ、大縄跳び、ダブルダッチ、竹遊具、木登り、水遊び、自由木工作、昔遊び、ベッコウ飴作りなど） |
| 清見台小あそびっ子くらぶ（清見台小学校学区放課後子ども教室運営委員会）         | 清見台小学校<br>（体育館）                      | 隔週月曜日<br>14:30～15:30<br>（年 12 日予定）                              | 自由活動（縄跳び、フラフープ、けん玉、工作）<br>宿題、工作、生活指導など                                          |
| 木一小あそぼん<br>（木更津第一小学校学区放課後子ども教室運営委員会）        | 木更津第一小学校<br>（運動場、プレイルーム、体育館）         | 毎週木曜日<br>14:00～16:30<br>（年 20 日予定）                              | 自由活動（ボール遊び、縄跳び、ボードゲーム）<br>工作教室、ボードゲームなど                                         |

## ○ 放課後子ども教室への参加状況（令和５年度）

| 教 室 名           | 協働活動<br>推進員数 | 協働活動サ<br>ポーター数 | ボランティア<br>参加者数 | 登録児童数 |
|-----------------|--------------|----------------|----------------|-------|
| 東清小放課後子ども教室     | 0人           | 10人            | 0人             | 58人   |
| 岩根小放課後子ども教室もくもく | 0人           | 0人             | 9人             | 71人   |
| ひばりチャレンジ広場      | 0人           | 23人            | 0人             | 72人   |
| ハックルベリー         | 0人           | 4人             | 4人             | 202人  |
| 清見台小あそびっ子くらぶ    | 4人           | 9人             | 2人             | 80人   |
| 中郷小梨っ子クラブ       | 0人           | 8人             | 1人             | 88人   |
| 木一小あそぼん         | 13人          | 21人            | 0人             | 95人   |
| 合 計             | 17人          | 71人            | 7人             | 666人  |

## (4) 千葉県における取組状況（令和４年３月３１日現在）※令和５年度分は現在集計中

令和４年度 は、県内 36 市町 319 教室で実施されています。（千葉県ホームページ引用）

## (5) 今後の方向性

（ア） 新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブとの一体的または連携による実施により、放課後の児童の安心で安全な居場所づくりに努めます。

現在、清見台小学校で一体型を行っており、学校と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の関係者等の間で、連絡会を行って情報共有を図り、児童の様子の変化や下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時にも対応できるよう体制づくりに努めています。

（イ） 協働活動サポーターなどのスタッフ確保が課題となっていることから、地域や学校との連携をより深めるとともに、関係課等との連携により事業の推進を図ります。

（ウ） 令和８年度まで（第３次基本計画 計画期間中）に、１教室の放課後子ども教室新規開設を目指します。

## ※２ 生き生き子ども地域活動促進事業

## (1) 目的

子どもたちが、心豊かでの確かな判断を持ち、生きる力を備えたくましい人間として成長していくためには、学校はもちろんのこと、家庭や地域社会の中でさまざまな体験をすることが重要です。

そこで、子どもたちの体験活動機会を意図的に作りだすとともに、自主的に体験活動を促進する地域環境の整備を図るために、本事業を実施するものです。

## (2) 事業概要

## ア 実施方法

各地区住民会議に対する委託事業として実施し、地域の実情に即して事業を展開します。

実施にあたっては、児童・生徒が可能な限り企画段階から関わることができるよう留意するとともに

に、一人でも多く参加できるよう、小中学校と地域住民、関係団体や公民館等の社会教育機関が、密接に連携した取り組みを図ります。

## イ 事業の内容

各地域において、次の例示を参考に、ボランティア活動・地域交流活動・野外体験活動の3分野の中から、地域の特性を生かし、創意工夫して実施できる分野を選択し実施します。

### ① ボランティア活動

福祉ボランティア活動、環境ボランティア活動など、地域の実情に合わせて実施します。(地区共同美化運動、通学路清掃、公共施設清掃、花いっぱい運動、高齢者やハンディキャップを持つ人の介護 など)

### ② 地域交流活動

地域の各種活動への積極的な参加や、地域の人材を活用した事業を実施し、児童・生徒の地域意識の醸成を図ります。(地区のイベント(文化祭、運動会、町内会行事、各団体や公民館が主催する社会教育事業など)への参加、福祉施設訪問、郷土料理教室、伝統工芸教室、郷土芸能伝承教室、スポーツ・レクリエーション教室 など)

### ③ 野外体験活動

自然の中で、子どもたちが試行錯誤しながら課題を解決する能力を養うとともに、環境保護意識の醸成を図ります。(地域交流キャンプ、野山歩きのつどい など)

## (3) その他

### ア 青少年育成木更津市民会議

#### ① 設置目的

青少年問題の持つ重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、行政施策と呼応し、次代を担う青少年の健全な育成を図ること

#### ② 組織

各中学校区を軸に組織された市内青少年育成住民会議(各地区住民会議)で構成されています。

#### 【各地区住民会議】

- |                     |                                 |
|---------------------|---------------------------------|
| ・ 木更津第一中学校区住民会議     | ・ 木更津市立木更津第二中学校区<br>青少年健全育成住民会議 |
| ・ 三中学区青少年育成会議       | ・ 青少年育成岩根東地区住民会議                |
| ・ 鎌足地区青少年育成住民会議     | ・ 金田地区青少年育成住民会議                 |
| ・ 富来田地区青少年健全育成会議    | ・ 青少年育成太田中学校区住民会議               |
| ・ 畑沢中学校区青少年健全育成連絡会議 | ・ 青少年育成岩根西地区住民会議                |
| ・ 波岡中学区青少年育成連絡会議    | ・ 東清川・中郷地区青少年育成住民会議             |

### ※3 二十歳を祝う会事業

#### (1) 趣 旨

20歳の若者を対象に、おとなになったことの自覚を持ち、明日の木更津市を支える原動力として未来にはばたくことを願い、自ら前向きに生き抜こうとする青年の姿を祝い励まし、将来の幸福を祈念する式とします。

また、おとなとしての自覚を持ち、「自らが作る二十歳を祝う会」という意識を高めるため、実行委員会を組織し、式典内容の企画や二十歳を祝う会の運営を行うものとします。

#### (2) 主 催:木更津市・木更津市教育委員会

#### (3) 期 日:令和7年1月12日(日)〔「成人の日」の前日の日曜日〕

#### (4) 会 場:かずさアカデミアホール (木更津市かずさ鎌足2-3-9)

#### (5) 実施時間

##### (ア) 第1組

① 開 場 9時10分

② 式 典 10時00分～10時40分 (アトラクション含む)

##### (イ) 第2組

① 開 場 11時40分

② 式 典 12時20分～13時00分 (アトラクション含む)

##### (ウ) 第3組

① 開 場 14時00分

② 式 典 14時40分～15時20分 (アトラクション含む)

#### (6) 対 象:平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方

【参考】令和4年12月1日現在の対象者数(住民基本台帳)※ 外国人を含む

男:598人 女:640人 計:1,238人

#### (7) 各組の対象区域割り

別添「令和7年木更津市二十歳を祝う会組分け」のとおり

① 原則、出身中学校により区分する。(私立中学校も含む。)

② 他市から転入された方は、居住地の中学校区域の組に参加いただく。

③ 市外に転出された方が参加する場合は、出身中学校区域の組に参加いただくよう案内する。

#### (8) その他

(1) 対象者あてに個人通知はせず、広報等により周知する。

(2) 各中学校の卒業生の中から実行委員を選出し、式典の進行やアトラクションの企画運営を行う。

## ※4 キャンプ場利用促進事業

### (1) 事業の目的

#### ア 木更津市立少年自然の家キャンプ場の開設及び管理運営

キャンプ活動など青少年健全育成に資するほか、市民相互の交流の場、憩いの場として提供することにより、市民のレクリエーション活動を支援することを目的とする。

#### イ キャンプ場利用促進事業の実施

豊かな自然を有する木更津市立少年自然の家キャンプ場において青少年が生き生きとした野外活動や集団生活を体験し、規律・協働・友愛・奉仕の精神の習得をするとともに豊かな人間性を育むことを目的とする。

### (2) 事業の実施計画

#### ア 木更津市立少年自然の家キャンプ場の開設及び管理運営

##### (ア) 令和6年度キャンプ場開場期間

##### ・ 春季開設期間

4月27日～4月29日、5月3日～5月6日

##### ・ 夏季開設期間

7月1日～7月15日の土・日曜日、祝日

夏休み期間 7月20日～8月11日、8月17日～8月31日

9月1日～9月30日の土・日曜日、祝日

##### (イ) 指定管理者

一般社団法人城山会

#### イ キャンプ場利用促進事業

##### (ア) キャンプ場まつり

期 日：令和6年9月16日（祝日）

場 所：木更津市立少年自然の家キャンプ場

内 容：青少年育成団体及び地元地区住民・民間企業による屋台など出店ブースの設置  
竹細工などワークショップほか

#### ウ キャンプ場利用促進事業「キャンプ実技研修会」（実施済）

（木更津市子ども会育成連絡協議会共催事業）

期 日：令和6年6月23日（日）

場 所：木更津市立富来田公民館（雨天により会場変更して実施）

内 容：座学、レクリエーション（スポッチャなど）、七夕飾り作成、おにぎりづくりなど

## ※5 きさらぶユースボランティア登録制度

### (1) 事業の目的

ユース世代（高校生・大学生等）の方が、休日等における子どもたち（小・中学生等）の遊び、体験活動をサポートすること、また、自らが小中学生のお兄さん・お姉さんとして活動し、青少年の奉仕活動、体験活動の場とすることを目的とする。

### (2) 事業の実施計画

#### ア 生涯学習課主催事業や公民館事業におけるボランティア活動等

##### (ア) 生涯学習課主催事業

ユースボランティアのつどい、キャンプ場まつり

##### (イ) 公民館事業

清見台キッズデイ（清見台公民館）、通学合宿（清見台公民館、金田地域交流センター）

##### (ウ) その他青少年育成関係団体が主催する事業

子ども会キャンプ場実技研修会（木更津市子ども会育成連絡協議会主催）、  
サマーキャンプ 2024（アフタースクールボランティアの会主催）

#### イ ユースボランティア登録者

##### (ア) 登録者総数

32名（令和6年6月1日現在）

##### (イ) 登録者内訳

新規登録8名・継続登録24名

# 令和6年度

## まなび支援センター重点目標及び推進方策

### 重点目標

幼児期から青少年に至るまでの教育相談活動の充実を図るとともに、教職員研修・学校支援活動を推進し、子どもたちの健やかな成長と教職員の指導力向上を支援します。

### 推進方策

#### 1 子どもたちの健やかな成長に向けて

- (1) 精神科医、臨床心理士等による教育相談教室を開設し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問相談員等と連携し、不登校等、問題を抱えた子どもたちの教育相談活動の充実を図ります。
- (2) オンラインを含む教育支援教室「あさひ学級」の運営を工夫し、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立を目指すことができるように、通級者の状況に応じた対応を図ります。
- (3) 青少年・子育て相談等を実施し、子育て、不登校等に悩む保護者支援に当たります。
- (4) 青少年の非行を防止し、健全育成を図るために、家庭、地域社会（青少年補導員等）、学校、関係機関（警察、児童相談所等）と連携し、指導に当たります。
  - ① 青少年補導員連絡協議会 青少年指導関係運営協議会
  - ② 街頭パトロール 青色灯パトロール ネットパトロール
- (5) 各種たよりの発行等により、児童生徒及び青少年の健全育成に係る啓発活動を強化します。

#### 2 学校支援に向けて

- (1) 児童生徒が言語や異文化等について体験的に理解を深めると共に、積極的にコミュニケー

ションを図ろうとする態度を育成するため、小・中学校にA L T（外国語指導助手）を配置するとともに、A L Tの効果的な活用を推進します。

(2) 学校支援事業を推進し、各小・中学校における授業改善、生徒指導、I C Tを活用した教育等に係る支援に当たります。また、外国籍児童生徒の日本語指導補助を目的として、主任A L T及び外国語活動支援員を派遣します。

(3) 算数数学検定を年2回実施し、児童生徒の学び直しの意欲喚起を支援します。

(4) 教育活動における1人1台タブレットや電子黒板等、I C T機器の効果的な運用および年次更新等を支援します。

(5) 各学校においてプログラミング学習が円滑に進むように、環境整備に努めます。

(6) 校務用コンピュータの効果的な運用を通して、校務の情報化・効率化を推進します。

(7) 和楽器の貸出を通し、音楽教育の推進支援に当たります。

### 3 教職員の指導力向上に向けて

(1) 市研究指定校の取組を支援します。

(2) 「授業改善プログラム」を通して、教職員の指導力向上を図るとともに、児童生徒の学習習慣の形成を図ります。

・若手教員等が主体的に研修できる体制の整備

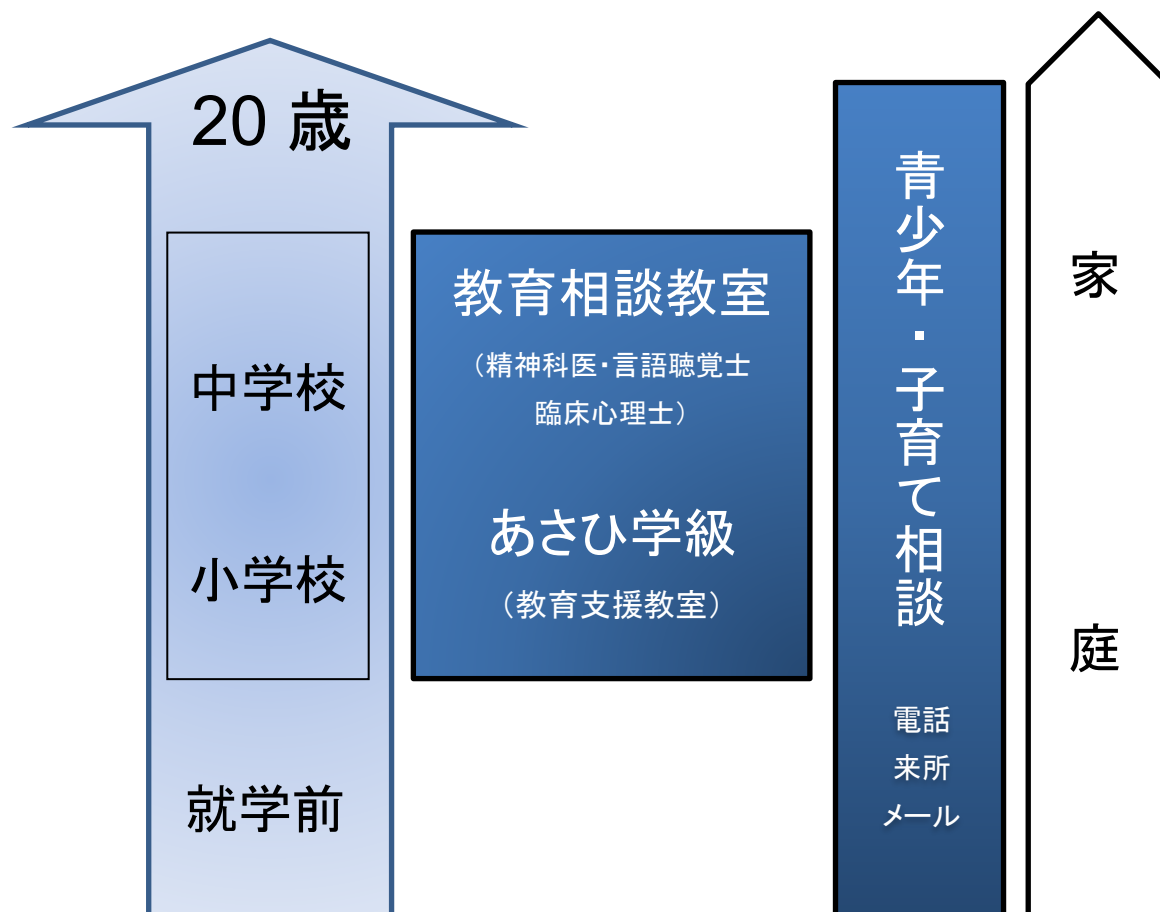
(3) 教職員のニーズや今日的な課題に対応した夏季教職員研修を開催します。

(4) 小学校外国語活動及び外国語科を支援する研修会を実施します。

(5) 教職員の情報活用能力やコンピュータ等を活用した授業づくり等の指導力を向上するための研修の機会を設けます。

(6) 木更津市教育研究会の取組を支援します。

まなび支援センターの相談業務を核にした  
幼児期から青年期までの一貫した子育て支援

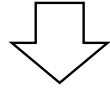


外部機関との連携

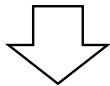
- |                               |                 |
|-------------------------------|-----------------|
| ■千葉県子どもと親のサポートセンター            | ■南房総教育事務所（巡回指導） |
| ■千葉県総合教育センター                  | ■内房地区少年センター     |
| ■ちば南部地域若者サポートステーション           | ■君津児童相談所        |
| ■千葉県発達障害者支援センター               | ■のぞみサポートセンター    |
| ■さつき台病院                       | ■ゆうわ心の相談室       |
| ■なんそう心理教育研究所 心の相談室            | ■発達支援くうぽの       |
| ■木更津メンタルクリニック                 | ■木更津警察署生活安全課    |
| ■児童家庭支援センター ベーす ヴィオラ ピーターパンの家 |                 |
| ■児童養護施設 野の花の家                 |                 |
| ■中核地域生活支援センター「君津ふくしネット」       |                 |
| ■子育て世代包括支援センター「きさらづネウボラ」      |                 |
| ■教育部学校教育課                     | ■健康こども部こども発達支援課 |
| ■健康こども部子育て支援課                 | ■福祉部障がい福祉課      |
| その他                           |                 |

## 令和6年度の取組み内容

子育て世代にとって魅力のあるまちをめざし、子ども一人ひとりの特性にあった健やかな成長を支え、子どもを安心して産み育てる環境を整備します。



妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援  
子育てを支援する生活環境の整備



### 【取組みの目標】

- 妊娠期から子育て期の事業を通じて、よりよい生活習慣の確立と育児力向上のための支援の充実
- 妊娠や出産、子育て全般に関する相談や、虐待、貧困などの問題を抱えた子どもに関する相談体制を強化



### 【目標に対する方策】

#### ◎妊産婦への支援の充実

○産前産後の家庭にサポーターを派遣し、家事、育児の支援をすることで、妊産婦の身体的、精神的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整えることを目的とした、「産前産後・家事育児サポート事業」を実施する。

#### ◎子育て世帯への支援の充実

- 児童手当の給付や子ども医療費、児童扶養手当の給付等による経済的支援を行う。
- 一時的に養育が困難になった場合の一時預かりを行う「子育て短期事業」や地域で子育てを助け合う「ファミリー・サポート事業」を実施する。

#### ◎こども家庭センターと関係機関との連携を強化

○妊産婦・こども・子育て世帯に対して、児童福祉機能と母子保健機能の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応するとともに、地域において母子保健や子育て支援に携わっている関係者との連携を強化を強化し、自ら支援を求めるとは限らない困難を抱える家庭をできるだけ早期発見・把握し、支援に繋げていく。

#### ◎要保護児童等に対する関係機関と連携した迅速かつ的確な対応

○要保護児童対策地域協議会の調整機能を担い、他機関との円滑な連携・協働体制のもと児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努める。

# 令和6年度 子育て支援課 実施計画

|       | 事業名                   | 事業内容                                                                                                  | 特記 |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 子育て支援 | 産前産後・家事育児サポート事業       | 産前産後の子育てで家庭の身体的・精神的負担を軽減し、安心して出産・子育てができるように、家庭にサポーターを派遣し、家事・育児を支援する事業（民間企業委託事業）                       |    |
|       | ファミリー・サポート事業          | 地域で子育てを助け合う有償の相互援助活動（社会福祉協議会委託事業）                                                                     |    |
|       | 子育て短期支援事業             | 一時的に養育が困難になった場合の一時預かり（1歳から小学校6年生まで）                                                                   |    |
|       | 子どもに対する学習支援事業         | ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援を実施し、生活向上に資する事業（社会福祉協議会委託事業）                                                       |    |
| 家庭相談  | 家庭児童相談                | 子育てに関する悩み（虐待相談、性格の悩み、行動面の悩み等）について相談に応じる                                                               |    |
|       | DV相談                  | 配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあった人からの暴力に対する相談に応じ、必要な情報を提供する                                                    |    |
| 給付    | 児童手当                  | 児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する                                 |    |
|       | 児童扶養手当                | 離婚によるひとり親世帯等、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進を図ることを目的として支給される手当の給付                 |    |
|       | こども医療費助成              | 中学3年生までの子どもの保健対策の充実・保護者の経済的負担の軽減を図るため、治療を要する子どもの疾病にかかる医療費の助成                                          |    |
|       | ひとり親家庭等医療費助成          | ひとり親家庭等の経済的負担と精神的負担の軽減を図り、ひとり親家庭の自立を図るため保険診療範囲内で医療費の一部を助成                                             |    |
|       | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付        | ひとり親家庭の父母等の経済的自立を支援するとともに、生活意欲を促進し、その不用している児童の福祉を増進することを目的として、就労や児童の就学などで資金が必要になったときに、千葉県貸付け制度の相談を受ける |    |
|       | 遺児福祉基金の運用及び遺児手当       | 企業や個人から寄せられて寄附をもとに、一般遺児（自死遺児、災害遺児及び病死遺児等）に遺児福祉手当を支給することにより、遺児の福祉増進を図ることを目的に基金を設置し、運用。                 |    |
|       | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 | 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ住民税非課税世帯に対し支給された、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係ることも加算分子ども1人あたり 50,000円              | 臨時 |
|       | 物価高騰緊急支援給付金           | 個人住民税均等割のみ課税世帯へ支給された、物価高騰緊急支援給付金に係ることも加算分子ども1人あたり 50,000円                                             | 臨時 |

## 木更津市の放課後児童クラブ

## 1 目 的

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、学校の余裕教室等を活用して、放課後や長期休み等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

また、社会福祉法上の第二種社会福祉事業として規定されるとともに、子ども・子育て支援法に規定される地域子ども・子育て支援事業です。

## 2 年度別利用状況

| 年 度                | R 2        | R 3        | R 4        | R 5        | R 6        |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 小学生総数<br>(5/1 時点)  | 7, 2 3 7 人 | 7, 1 7 8 人 | 7, 1 4 4 人 | 7, 0 8 1 人 | 7, 0 0 1 人 |
| クラブ利用数<br>(4/1 時点) | 1, 4 5 3 人 | 1, 4 4 5 人 | 1, 5 9 9 人 | 1, 6 7 7 人 | 1, 8 1 8 人 |
| クラブ数               | 4 8 クラブ    | 5 1 クラブ    | 5 1 クラブ    | 5 4 クラブ    | 5 9 クラブ    |

## 【運営主体別クラブ数】

|                  |                |                    |
|------------------|----------------|--------------------|
| 社会福祉法人 (2 1 クラブ) | 保護者会 (1 0 クラブ) | N P O 法人 (1 1 クラブ) |
| 一般社団法人 (3 クラブ)   | 株式会社 (1 1 クラブ) | 個人事業主 ( 3 クラブ)     |

## 3 保 育 料

月額8, 0 0 0 円から1 7, 5 0 0 円 (それぞれのクラブで金額を設定しています。)

## 4 放課後児童健全育成事業補助金

児童の健全な育成を図るため、市内の放課後児童健全育成事業を実施している事業者に対して、木更津市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき、運営費補助金を交付しています。

| 年 度   | R 2         | R 3         | R 4         | R 5         | R 6         |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 決 算 額 | 281, 374 千円 | 260, 941 千円 | 275, 524 千円 | 293, 495 千円 | 318, 199 千円 |

※R 6 は当初予算額

## 5 新規開設放課後児童クラブ (令和 6 年度)

○ 新規開設 7 クラブ (廃止 2 クラブ)